

2025 年 5 月 1 日

エアバッグ類車上作動処理業務の加入事業者に対して、規約第 7 条に基づき行った加入登録の取消事業者

No.	登録取消日	事業者名／事業所名	事業所の住所	取消理由
3	2025. 01. 08	崑正三／巖商店	京都府八幡市八幡久保田 2 0	2024 年 10 月実施の現地監査にて、解体済み車台保管場所から未処理エアバッグ類が残った状態の車台が 4 台保管されていた。
2	2024. 10. 01	株式会社 ALI TRADING	茨城県筑西市辻字西原 1 8 9 8－9	2024 年 8 月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ類が正当な理由なく（自動車メーカーに引渡す以外の目的で）6 個保管されていた。
1	2024. 07. 01	有限会社 ラハマントレーディング	北海道石狩市新港中央 2－7 5 6－1 9	2024 年 4 月実施の現地監査にて、回収ケース保管場所に未処理エアバッグ類が正当な理由なく（自動車メーカーに引渡す以外の目的で）多数保管されていた。